

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による指定区域及び指定用途一覧

令和 2年 8月11日最終変更

番号	指定区域			条例第4条第1項 第1・2号により立 地が認められる 建築物の用途	指定用途(条例第4条第1項第3号の規定によるもの)				備考
	名称	土地の区域	面積 (ha)		名称	建築物の用途 の指定に係る 土地の区域	面積 (ha)	建築物の用途	
22-1	奥山	大字奥山の一部 ※1	10.5	一戸建住宅 一戸建兼用住 宅 ※2					平成22年 6月22日指 定(県告示第106号)
22-2	川原・野口	大字川原の一部、 大字野口の一部 ※1	14.2						平成22年 6月22日指 定(県告示第106号) 令和 2年 8月11日変 更(県告示第183号)
22-3	越・真弓	大字越の一部、大 字真弓の一部 ※ 1	11.5						平成22年 6月22日指 定(県告示第106号)
計 3地区			36.2						

※1) ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第6項第1号ロに掲げる農地(甲種農地、第一種農地)を除く。

※2) いずれも地階を除く階数が3以下のものに限る。また、一戸建兼用住宅は、第一種低層住居専用地域において建築できるものに限る。